

中野区教育委員会会議録

令和2年第8回定例会

令和2年3月13日

中野区教育委員会

令和2年第8回中野区教育委員会定例会

○日時

令和2年3月13日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時47分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長 永田 純一

学校再編・地域連携担当課長 伊藤 廣昭

保育園・幼稚園課長 濱口 求

指導室長 宮崎 宏明

学校教育課長 石崎 公一

子ども教育施設課長 塚本 剛史

子ども特別支援課長 中村 誠

○書記

教育委員会係長 落合 麻理子

教育委員会係 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 渡邊 仁

○傍聴者数

2人

○議事日程

1 議決事件

(1) 第16号議案 中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

2 協議事項

(1) 「中野区の保幼小中連携教育」(案)について(指導室)

(2) 中野区いじめ防止基本方針の改定について(指導室)

(3) 教育長の臨時代理による事務処理の指示について(指導室)

(4) 教育長の臨時代理による事務処理の指示について(学校教育課)

3 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

① 3月12日 令和元年度中野区立学校退職校長感謝状贈呈式

(2) 事務局報告

①新型コロナウイルス感染症に係る子ども教育部・教育委員会事務局における対応について(子ども・教育政策課)

②地域開放型学校図書館の運用(案)について(子ども・教育政策課)

③教育長の臨時代理による事務処理について(学校教育課)

④南台小学校、鷺宮小学校・西中野小学校統合新校及び第四中学校・第八中学校統合新校の新校舎等整備基本設計について(子ども教育施設課)

⑤「中野区立小中学校における特別支援教育推進のための方針」(案)について(子ども特別支援課)

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第 8 回定例会を開会いたします。

それでは議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

ここでお諮りをいたします。

本日の事務局報告の 1 番目「新型コロナウイルス感染症に係る子ども教育部・教育委員会事務局における対応について」と事務局報告の 3 番目「教育長の臨時代理による事務処理について」は、協議事項の 4 番目「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」と関連する内容となりますので、日程の順序を変更いたしまして、協議事項の 4 番目の前に事務局報告の 1 番目と 3 番目の報告を受けたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、日程の順序を変更して協議事項の 4 番目の前に事務局報告の 1 番、3 番を行うことに決定いたします。

さらに、事務局報告の 3 番については、3 月 3 日の教育委員会臨時会において、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた内容にかかわる報告となりますので、事務局報告の 1 番の前に 3 番の報告を受けたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、日程の順序を変更いたしまして、事務局報告の 1 番目の前に事務局報告の 3 番目を行うことといたします。

<議決事件>

入野教育長

それでは、日程に入ります。

まず議決事件の審査を行います。

議決事件の第1、第16号議案「中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

初めに事務局から提案の説明をお願いします。

子ども・教育政策課長

第16号議案「中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」につきましてご説明をいたします。

これは教育委員会事務局の分課等及び分掌事務を改める必要があるというものでございます。

補足資料を作成してございますので、そちらでご説明をさせていただきます。

改正内容でございます。区の組織改正案にのっとり、保育園・幼稚園課の「幼稚園・認定こども園係」を「幼稚園・認可外保育係」に改称する。指導室の事務分掌の一部を変更するものでございます。

改正理由といたしましては、「幼稚園・認定こども園係」と「保育支援係」を統合し、一体的に運営するためでございます。それと「教育事業係」の事務分掌の一部を「教職員係」に移行することで、教職員に関する事務を統一するためでございます。

新旧対照表は別紙のとおりでございます。

施行日につきましては令和2年4月1日を予定してございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。ご説明は以上でございます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いをいたします。

渡邊委員

「幼稚園・認定こども園係」と、「保育支援係」を統合するというので、これによって職務内容の統一化がよくできると思うのですが、人員の削減とか、そういうものにつながっているわけではないですよね。

保育園・幼稚園課長

人員につきましては、現行の体制よりも増えるという体制を予定してございまして、これまでそれぞれ別の係でやっていたものを、統合することによりまして、そういった組織のスケールメリットといったところを想定しての組織改正でございます。

入野教育長

よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようでございますので、質疑を終結いたします。

それでは簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 16 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

以上で議決事件の審議が終了いたしました。

<協議事項>

入野教育長

続きまして協議事項に入ります。

協議事項の 1 番目、「『中野区の保幼小中連携教育』（案）について」を協議いたします。

初めに事務局から説明をお願いいたします。

指導室長

ご協議に先立ちまして、「中野区の保幼小中連携教育」（案）について補足説明させていただきます。

本区では平成 25 年から 7 年間の計画で小中連携教育を展開してまいりましたが、今年度はその最終年度に当たります。また、昭和 37 年以来、公立・私立を超えて保幼小連携を推進し、スタートカリキュラム、アプローチカリキュラムの研究など、たくさんの実績を積み重ねてまいりました。

そこで 1 の目的でございますとおり、全ての子どもたちに就学・進学に伴う不安の解消を図り、子どもたちが安心して学び、成長できることを目指すとともに、中野区教育ビジョン（第 3 次）でも重視されている、就学前から義務教育終了までの 15 年間の学びの連続性を踏まえたカリキュラム連携により、子どもたち一人一人が確実に「生きる力」を身につけることを目指していくため、来年度から新しい保幼小中連携教育を展開してまいりたいと考えております。

今回出されている案は、本編の最終ページでございます保幼小中連携教育検討委員会で 1 年間ご協議いただき、その原案を公立の小中学校校長会、公立幼稚園長会、公立保育園長会、私立の幼稚園連合会の会長及びブロック理事、私立保育園長会にもご意見をいただ

き、調整の上、出させていただいているものでございます。

もとに戻りまして、3には新しい計画での取組期間がございますが、来年度から3期5年としております。

同じくその下、4番目、主な取組といたしましては三つございます。取組1は「地域を核にした連携」です。これはオープンキャンパスや乗り入れ授業など、これまで中学校区を中心に行ってきた取組を見直し、充実させるものでございます。

取組2は「教職員連携」で、こちらもこれまで行ってきた保幼小連絡協議会、小中連携教育協議会などを通じて、保幼小中の教員の相互の理解を図るものでございます。

取組3は、今回新たに重点を置く「カリキュラム連携」です。こちらは「知・徳・体」と特別支援の四つの視点から15年間の学びの連続性に留意したカリキュラム連携研究を行い、実践してまいります。導入期は、それぞれの分科会に各校種の代表者が集まり、他校種との接続にかかわる課題を出すところから始めてまいります。

本編の表紙の裏にある目次をごらんください。Iは「中野区の保幼小中連携教育が目指すもの」として、4ページにわたって保幼小中連携教育の背景や目的、これまでの成果と課題などが記されてございます。

IIはこれまでの取組といたしまして、小中連携教育や保幼小連携教育の取組が紹介されています。

IIIでございますが、「今後進めていく保幼小中連携教育」でございます。8ページには全体構想図が示されておりますので、そちらのほうをごらんいただくとわかりやすいかと思えます。9ページには三つの取組の概要が説明されております。先ほどの取組1、取組2、取組3でございます。中野区の保幼小中連携教育を一番簡単にご理解いただけるのは、この8ページ、9ページかなと思えますので、そこのところをご参照いただければと思います。

目次に戻りまして、IVは「推進体制」。Vは今後のスケジュールが記されてございます。最後のVIは、来年度からの導入期2年間の取組を説明してございます。特に本編の26ページから、今回新しく始めさせていただきます「知・徳・体」と特別支援教育の四つの視点に着目したカリキュラム連携が説明されてございます。

このように計画していますが、導入期、計画期間が始まった後にも、常に計画を見直し、実効性のある保幼小中連携を進めてまいりたいと思えます。

簡単ではありますが、説明は以上です。ご協議のほど、よろしくお願い申し上げます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

1枚目のところの主な取組ですけれども、研究会なんかに参加させていただいて、話を伺っていると、取組1と取組2はかなり中野の場合は既に実践段階に入っているのかなと感じますけれども、取組3、指導室長が重点項目だとおっしゃっていましたがけれども、もう少し具体的に、どんな形で進めていくか、簡単で結構ですけれども、教えていただければと思います。

指導室長

先ほど申し上げましたとおり、本編の8ページ、9ページ以降をごらんいただきますと、概要はそこに示させていただいておりますので、後でお時間のあるときに読んでいただければと思いますが、具体的に申しまして、これまでの地域を核とした、主に中学校区を核とした教員同士の、もしくは子ども同士の連携というものはご案内のとおり、今、ご指摘もいただきましたが、ある程度進んできているところがございますので、今回はそれに加えて、これまではどうしても接続期ばかりに目がいってしまって、保幼小と小中と、そこだけに目がいくところが多うございましたので、そうではなくて、教育ビジョンにあるとおりに、15年間を見通していこうと。もちろん接続期に焦点を置くのですけれども、全体として15年間を一つの学びの連続性として見ていこうという中で、漠然とテーマもなく全部やっていくと、どうしても視点がぶれてしまいますので、いわゆる教育の、大きく申しますと「知・徳・体」、もうちょっとテーマを簡単に申しますと、学力向上とそれから心の教育とそれから体力向上、そういう面。それからさらにいろんなところで今、対応が難しくなっております特別支援という四つの視点を持って、それをテーマに考えていこうということでございます。

ただ、最初からいきなり全体が集まって協議していくと、なかなかまとまらないので、保幼小中の代表者がそれぞれの分科会に集まり、そこで、まずは導入期は「知・徳・体」特別支援で、それぞれの校種が抱えている問題点を洗い出して、そこを共有していくところから始め、導入期の中でモデルタイプとしてご協議いただいて、それを、充実期に入ったときに、各校に普及・啓発していくという流れでございます。

もちろん分科会だけでばらばらに行っている、そういう場合もありますけれども、その進行状況はその親会に当たります連携教育検討委員会が常にそれを把握して、その進行状

況を把握しながらまた意見を言っていく。そういう形で導入期を進めていこうと考えております。

田中委員

大変期待していますので、ぜひよろしく願いいたします。

伊藤委員

今の取組3のところ、同じような質問になってしまうのですが、今言われた導入期では課題を各代表が検討するというのはとても大事だと思っています。そうしたときに、取組1では地域を核にしたということやうたっているのですが、恐らく課題というのも地域ごとに違うということも想定されるのではないかと思います。この取組1、2、3の横の連携というか、特に2は全てにかかわると思うのですが、地域を核にしたということと、カリキュラムということの整合性というか、コンビネーションというか、そのあたりはどのように考えられているのかなと思いました。

指導室長

まず、先ほど申し上げましたとおり、全体の連携教育の進行状況とかを管理していくのは、全ての親会となります。本編の最終ページにございますようなメンバーの方たちに出ていただく連携教育検討委員会で全体的なことは集約してまいりたいと思っておりますので、そこでさまざまな情報が片方に流れていたり、全体に、そこから校長会におろしていただいたり、保育園長会、幼稚園長会におろしていくような、大きな取りまとめはそこで行おうと思っております。

委員、今おっしゃったとおりなのですが、特に最初の導入期のところだと、今までの、よくご存じの地域を、中学校区を核とした、今まで行ってきたものの見直しとか取組は割と軌道に乗っておりますので、いろいろ考えたりしやすいのですが、取組3は新しく始めるということで、本当は委員ご指摘のとおり、さまざまな地域のことを加味して、もっと大きな団体でやったほうがたくさん意見は拾えると思うのですが、最初の段階でそれをやっけてしまいますと、なかなかまとまらないところもあるということで、とりあえずは少人数で集まっていただいて、もちろんご指摘ありましたとおり、いろんな地域の問題とかは収集していかなければいけないと思いますので、例えば校長会を通じてさまざまなアンケートをとって、問題を集約していただいて、それを各分科会におろすとか、それを親会の連携教育検討委員会で差配して、整理していくとか、そういうことで整合を図ってまいりたいと思っております。

伊藤委員

さまざまな調査みたいなことも、体力についても、学力についても、していらっしゃると思いますので、ぜひここで、検討委員会の方を増やさなくても、事務局の皆さんが、あるいは各代表の方が、各地域の、各中学校の課題というのを集約して持ち寄るということもできるのかなと思いますので、ぜひ各学校区、今やっている地域ごとに、どういう課題があるのかということを中心に精査することが大事かなと思っていますので。そうでないと、全体としてこうというような、理念に近いようなものになってしまいますと、効果が出ないのではないかなということが懸念されますので、ぜひ細やかに各中学校区での課題というのをきちんと挙げていくという形もとっていただけたらなと思いました。

以上です。

小林委員

この保幼小中の連携に関しては、説明の中にもありましたように、中野区としてはかなり先鞭をつけて、昭和37年からということで一定の成果があったと私は認めておりますし、これからこのような形で進めていくこともよろしいかと思えます。

ただ、私の個人的な考えを申し上げて、具体的に進めていく中で、ぜひ生かせるものは生かしてもらいたいと思うのですけれども、4ページの6番の「保幼小中連携教育の目的」というのがあるのですけれども、ここに大きく二つあるわけです。全ての子どもたちの就学・進学に伴う不安を解消して、安心して学べるとか、成長すると。子どもたちの健やかな成長を目指すというのは、これはもうどんな場合においても、この時期に行う教育の目標の大前提だと思います。

ただ厳しい見方をすると、これが別に保幼小中連携教育を進めなくてもできるものではないかという見方も、一方ではできます。私はやはり、この目的の最大のポイントは、一人一人の個性をどう生かすか。個性というと、臨時教育審議会以来誤解があるのですけれども、その子の特性をどれだけ生かせるか。よいところをどれだけ伸ばせるかという視点を今は義務教育の段階で、私たち行政も一体となって、少し真剣に考えていく時期ではないかなと思うのです。それは、どこを切っても同じような金太郎あめみたいな教育をやっていたのでは、もう今後の公立の義務教育学校は成り立っていないという危機意識を持たなければいけないと思っています。

それから、15年間の中で生きる力を身につける。これも非常に重要なのですが、私は15年の中で、15年を連続性として捉えるならば、これは学校に対して示すものと考えてもい

と思うのですが、私たち行政がどれだけのことをできるのかといったときに、私は少し、今後において制度を変えていくような、そういう動きも私たち行政が身を切って進めていく必要があるのではないかと。

例えば新しい校舎をつくる際には、一つ一つの校舎は違っていいのだよと。それはその学校の教育の礎となるものであるから、一つ一つ個性があっていいのだということはさんざん申しあげましたけれども、同じ学校をつくるというのではなくて、それぞれの地域の特性や、またはその学校の考えに基づいて、特色のある教育をどれだけ進められるかということをベースに乗せていかないと、結局昭和37年からのこれらの取組の繰り返しで終わってしまうと思うのです。

9ページに取組1、2、3とありますけれども、こうあるならば、例えば取組2で、教職員の連携とありますけれども、もう連携は、はっきり言って今までもやってきているわけですから、では根こそぎどのようにして、それぞれの立場に立てるかといったらば、例えば現行のシステムではなかなか難しいわけですが、中野区教育委員会としては小学校、中学校の人事交流を積極的に進めてみるとか、これは、地方によっては例えば茨城県とか静岡県は、もう教員の異動の際には必ず他校種に移るといって、そういう制度を取り入れて、今後も教員採用試験は小中高の免許を持っていないと難しいのだということまで言い放っているわけですね。それは何かと言うと、さまざまな発達段階の子どもたちと接することによって、教員自身がさまざまな形でバージョンアップしていくと。まさに実際に身を置かないと、本来の連携はできないのではないかと。そうしたときに、少し人事の制度、これは東京都教育委員会の問題ではあるのですけれども、そういうものもさまざまな形で工夫できないのかどうか。

それから、カリキュラムの連携であるならば、現行の学習指導要領に縛られていたのでは、結局同じことの繰り返しになると。そうした場合には、学習指導要領を踏まえた形で、中野区としての教育要領をつくって、小中が一体的に取り組まなければならないような仕組みづくりをします。大分私はこの間提言してきましたけれども、さまざまな行事、学校行事などは、保幼小中が一体となって行っていいもの、例えば運動会とか宿泊行事とか、さまざまなものがたくさんあるわけです。地域との連携を核にするならば、地域の運動会が学校の運動会であってもいいわけです。記録会は別にあるわけですから。そういう行政がある意味では決まったシステムの中でやり過ごすのではなくて、制度を変えていくような気概を持ったことをやる。では何でそんなことをやるかといったら、それは子どもたち

の一人一人の個性を生かした成長を実現していくために、私たちはそういったところまで踏み込んでいかなければいけないのではないかと考えています。

話が大きくなってしまいましたけれども、ぜひ、この計画が私はだめだと言っているのではなくて、この計画を本当に身のあるものにしていくためには、その中で少し思い切った取組を行政自身が進めていく必要があるのではないかなと、そういう思いを持っております。なかなか実行は難しいかもしれませんが、一応、こういう場ですので、一教育委員としての考えを述べておきたいなと思って発言をいたしました。

以上です。

入野教育長

ほかによろしいですか。

それではその他ご意見がなければ、今のご意見をちょっとまとめてみますと、保幼小中連携教育自体は、行政として中野区の目指す学校教育の方法の一つであるということはたしかですので、その目指すことからすれば、全体像をどう捉えるかということで小林委員のほうからお話があったと思いますし、それを見通したときに我々がこの中で取り組むべき方法だとか、方向性がまた見えてくるのではないかなというご意見があったかと思えます。そのところは、この案とは別にまた論議していかなければいけない部分ではあるかなと思えますし、また今お話がありましたように、4ページにあります目的については、もう一度精査をしてみたいと思います。

さらに、伊藤委員からお話がありましたように、これを進めていく上での具体的な方法論については、さらに議論が必要かなと思えますので、具体的にどう、今思っている連携だとか、充実期をどう進めるだとか、導入期をどう進めるかということについては、もう少し議論が必要かなとは思いますが、この案としては、このまま議決事件としてまとめていいかなと考えますが、よろしいでしょうか。

それでは、議決事件としてまとめるよう、事務局には指示したいと思います。いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

事務局には、次回議案を提出するための準備をするように指示いたします。

それでは本協議を終了いたします。

続いて協議事項の2番目「中野区いじめ防止基本方針の改定について」を協議いたしま

す。

初めに事務局から説明をお願いします。

指導室長

ご協議に先立ちまして、「中野区いじめ防止基本方針の改定について」、補足説明をさせていただきます。

近年、いじめの背景や対応が一層複雑化・多様化し、全国各地で深刻な事案が報道されているところです。こうした中、国は平成25年にいじめ防止対策推進法を制定するとともに、平成29年3月には、いじめ防止等のための基本的な方針を見直し、新たにいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを策定いたしました。

中野区ではこれまでも、平成20年度に出されたものでございますが、中野区いじめ総合対策や、平成26年度に出された中野区いじめ防止基本方針を策定するとともに、教員に向けて、これは平成30年度に出されたものですが、中野区いじめ対応ガイドラインを配付し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に努めてきたところでございますが、今般の状況を鑑み、特に重大事態への対応の強化を狙って、中野区いじめ防止基本方針の改定を目指すものでございます。

2にございますとおりに、主な改定の内容といたしましては4点ございます。

(1)は、これまでの中野区いじめ総合対策と中野区いじめ防止基本方針を統合して、新しい基本方針に改定するというところでございます。

それから(2)といたしましては、これまでも基本方針で位置づけられていました、いじめ防止等に係る組織を一層明確に規定して実施するとともに、特に重大事態に係る組織については、学識経験者を構成員としてお招きして、強化したこと。

(3)は学校の取組につきまして、これまで未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処に、本区が取り組んでいる「いじめの解消の判断」を加えたこと。今まで四つのことを五つに増やしたところでございます。

それから(4)は、これまでの基本方針では別紙にて未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処、それぞれについて、学校における取組例を示しておりましたが、新しい基本方針では、本文の中に具体的な取組内容として各校が実施すべき取組をより詳細に記載しております。こちらにつきましては、このまま本文の中に記載するか、これまでのように別紙で示したほうがよいかについて、ご意見をいただけるとありがたいです。

新しい基本方針について、全体的には、国や都の基本方針等の趣旨や、そこでの記載を

継承するとともに、ほかの区市でのよい事例を取り込みながら、中野区の特性に十分配慮して案をつくったところでございます。

今後の予定といたしましては、本日ご協議をいただいた内容を踏まえて調整し、次回 27 日の教育委員会でご議決いただければと願っております。

議会や校長会には 4 月になってからお示しする予定でございます。

簡単ではありますが、説明は以上です。ご協議をよろしく願いいたします。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

今、別紙として配布するのか、本文の中に取り込んできちんと提示するのかというお話がありましたけれども、別紙というのは全く別に今までは配布していたものなのですか。

指導室長

配布するというか、基本方針そのものがありまして、そして別紙に、別添のような形で示していたということです。

田中委員

ということは、それを本編の中にきちんと一つの章立てとすることで、より現場の先生方にその部分を認識していただきたいという意図で、そういうことを考えていらっしゃるのでしょうか。

指導室長

そのとおりでございます。それぞれ、別添にするかどうかは長所、短所がございますけれども、新旧対照表で今回この文章の中で、資料に示させていただいておりますが、新旧対照表にしますと、どうしても長くなったようなイメージになるのですけれども、旧の部分が抜けて整理すると、それほど大きなボリュームに見えないようなところもありまして、ここはむしろ、それぞれの項目ごとに取組をはっきり示したほうがいいのではないかとということで、わかりやすいし、整理しやすいということで、今回は原案としてはそのようにさせていただきました。

渡邊委員

ちょっと理解が足りなかったのですけれども、一番最初のところにある、本区では、中野区いじめ総合対策が平成 20 年。中野区いじめ防止基本方針が平成 26 年。中野区いじめ対応ガイドラインは平成 30 年に策定してきたと。この三つを合わせて一つのいじめ防止基

本方針というものにするということですか。

指導室長

今までもいじめ防止のための基本方針は、先ほど申し上げたとおり、本区でもつくっておりますが、これまではそれよりも前に総合対策というものがございまして、示すときには別々に示していたのですけれども、今回さまざまなことを新たにつけ加えたり、改定するに当たって、一つにまとめていくということでございます。

いじめガイドラインのほうにつきましては、これは教員向けの啓発資料でございますので、もちろんここに書いてあるような内容は入っておりますが、意味合いとしましてはちょっと異なるものでございます。

渡邊委員

そういうことを集約するということは悪くないと思うのですが、ここで、いじめ防止基本方針と言われてしまうと、それが全て、例えば総合対策であれば、いろいろないじめに対する対策になるのですけれども、防止のための基本方針ということにまとめてしまうと、タイトルがちょっとよくないのかなという。防止のための基本方針といたら、起こってしまったものの対策だとかその他は、どこに含まれるのという。

集約することは全然問題ないと思うのです。会議も、その他等をやりやすくするのは全然問題ないですし、そういうことを言ったときに、これだけが気になったので。ほかにもあるのであればいいのですけれども、防止のための基本方針だけだと、中野区のいじめの対策としては手落ちにというか、見られがち。だったら、それこそ東京都ではないけれども、総合対策基本指針とか、対策案とかにしたほうがいいのかなど。若干思ったのですが、よくわかっていないので、そこがちょっと不安です。

指導室長

ご指摘ありがとうございます。多くの区市につきましては、条例を定めてというところもありますが、その大もとにはいじめ防止のための基本方針ということで示させていただいて、むしろその下に例えば具体的な対策ということでやっているような形がございまして、本区におきましては、基本方針より先に総合対策があったもので、そこを精査する意味で今回は基本方針ということで、今、条例等がございませんので、それにかわる中野区におけるいじめ対策については、一番最上位にいく規定として設けているところでございます。

伊藤委員

方針ということで、どういう方針で考えていったらいいのか、現場の先生方がわかりやすいと感じるので、よかったなと思っています。また、取組例についても、取組例ではなくて、具体的な内容としていただいたことで、例ではなくて、このようにするのだということがわかりやすくなりますので、大変よいと思いますし、また本当に具体的にさせていただいたことで、こういうことに気をつければいいのかということになるので、そういった点でも実効性のあるものになったのではないかなと思っています。

ただちょっと気になったのは、具体性ということで、どの程度具体的にするのかということなのですが、あまり固有名詞に近いような名称は、こういったものにはなじまないように個人的に感じていて、ですので、例えば保護者参加型の情報安全教室だったら、そういうふうに、それは割と一般名称だと思うのですけれども、「ファミリーeルール」とかいうと固有名詞かなと思っています。そういう固有名詞が何カ所かあつたりしますので、多分SNSとかそういったことはどんどん変化していくので、応じた対応も、また変わっていくと思いますので、固有名詞のところまでは、それこそ別紙にしておくとか、子ども110番みたいな言葉とか、方針というところに出すには逆にいろいろなものもあると思いますし、と思いました。

以上です。

小林委員

最初の説明の、改定についてという要旨の1ページの一番下に、「特に重大事態に係る組織については、学識経験者を含む第三者から構成する組織とした」というのですが、これの内容とか位置づけとかをもう1回、説明していただきたいのですけれども。

指導室長

その次のページを見ていただければと思いますが、一番上に図がございます。既にご案内かと思いますが、左から二つ目でございますが、学校の中にはいじめ防止のための組織をつくりなさいということが、いじめ防止対策推進法に書かれております。それから教育委員会の中にも、それが一番左側ですが、ございます。中野区におきましては、今、関係機関それから学校が集まって、このいじめ等対策会議というものに位置づけられているものは今、進んでいるところでございますが、ここについても、もうちょっと拡充していきたいと思っていますところなんです。

それで、今回一番大きいのは、右側の重大事態が発生したときの対応というところが、従来の基本方針の中にも、そのところに関しては規定があったのですが、具体的でなかつ

たり、実際にその委員会が、特に平時活動することがなかったということでございます。

幸いにして、しばらく教育委員会の中でそのようなものを招集して、ご協議をいただくような事案が発生していなかったということもありますが、ただ、そういうことでは済まされないとしますので、特に今回は、いじめ等対応支援特別委員会のところなのですけれども、ここをきちっと位置づけて、もちろん重大事態が起こったときにはここに学識経験者や専門家の方も入っていただいて、ご協議、それからここに報告して、いろいろなご意見をいただいて、進めていこうと思っているのですが、重大事態が起こらない平時においても、この方たちに年数回集まっていたいただいて、専門的な見地からご意見をいただいていこうということを考えております。

小林委員

今のお話でよくわかりました。いじめ防止対策推進法において、こういった組織が必要であるということは明確に位置づけられていますので。

私が危惧したのは、重大事態のときに限ってそういったものを組織するのかということなのですけれども、それではまずいと思うのです。やはり平時からこういったさまざまな立場の方を入れて、防止対策について、教育委員会の内外の、それぞれの立場でしっかりと論じていただき、その方々がもし万が一、起きてはならないのですけれども、重大事態が起きてしまったときに、そういったこともしっかりと対応していくということでない、何か起きたときだけ組織するというものでは、適切な対応ができないと思いますので、そういった位置づけが明確にわかるように進めていただければありがたいと思います。

以上です。

伊藤委員

確認なのですけれども、先ほど基本方針なのか、総合対策なのかみたいなお話もあったかと思うのですけれども、基本的に私の理解としては、いじめ防止対策推進法で、地方公共団体及び学校にいじめの対策に関する基本的な方針を策定しましょうということが定められているので、まずはそこで方針というのが最初に策定されるべきもので、そこから総合対策というか、いろいろな対策が出てくるのだけれども、中野の場合は時間的にそれが反対になっていたり、少し混同していたりする部分があったので、この法律にのっとった形に改めて整理をするという理解でいいですよ。

指導室長

そのとおりでございます。

入野教育長

よろしいでしょうか。

それではご意見をまとめたいと思います。本日の協議で出された意見を踏まえまして、特に伊藤委員から出されました表現の部分については、事務局案を修正していただきまして、次回、議決事件の議案として取り扱いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

それでは事務局には、次回議案を提出するための準備を指示いたします。

以上で本協議を終了いたします。

次に協議事項の3番目「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」を協議いたします。

初めに事務局からご説明をお願いいたします。

指導室長

「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」、補足説明させていただきます。

こちらは、中野区教育委員会の権限に属する臨時代理に関する規則第2条第1項第2号に基づき、2にある(1)中野区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則と、(2)中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部改正の手続について、教育長の臨時代理による事務処理を指示するものでございます。

3番目をごらんください。指示する内容が記されてございます。新型コロナウイルス感染症対策に関連して、総務省から3月1日付で出された通知により、職員に罹患の疑いがあり、任命権者が当該職員を勤務につけることが適当でない判断した場合におきましては、服務上事故欠勤による処理が可能となりました。これに伴いまして、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準が令和2年3月2日付で改正され、給与の減額を免除することができるようになりました。

かいつまんで申し上げますと、これまで交通機関の遅延などによって事故欠勤になったときと同様、事故欠勤になったことによって、給料が引かれるということがなくなったということでございます。

ただし、幼稚園教諭及び任期付短時間勤務職員(教諭)に対する給与上の取り扱いにつきましては、冒頭に申し上げた2にある規則を特別区人事委員会の承認を得て、教育委員

会の議決をいただき、改正する必要がございます。現在手続を行っているところでございますが、皆様から当該のことにつきまして承認を得た後、速やかに規則を改正し、施行する必要があることから、本件事務処理について、教育長が臨時に代理することを教育委員会としてあらかじめ指示するものでございます。

改正内容の詳細は、新旧対照表の下線部でございます。幼稚園教諭でも任期付短時間勤務職員（教諭）でも、感染症の予防等に関する法律及びそれに基づく政令等による就業制限や、感染防止のための協力または検疫法による停留も給与減額を免除することのできる基準として加えられております。

この規則の施行は交付の日とし、適用はさかのぼりまして3月2日とさせていただきます。

今後は3月中旬に手続が整い次第、教育長の臨時代理による事務処理を行い、次回3月27日の教育委員会定例会において、教育長の臨時代理による事務処理について報告させていただくことといたします。

私からの説明は以上です。ご協議をお願いいたします。

入野教育長

私、教育長は、事情により一時退室をいたしますので、渡邊委員に会議の進行を引き継ぎいたします。

（教育長 退室）

渡邊委員

教育長職務代理者の渡邊です。ただ今、教育長が退室されましたので、職務代理者として、会議の進行を行います。

ただいまの報告につきまして、質問、ご発言等ありましたらお願いいたします。

田中委員

このような社会状況の中ですので、ぜひこういった形で進めていただきたいと思います。

渡邊委員

ほかにはございませんでしょうか。

なければ、教育長臨時代理による事務処理の指示についてに関する協議を終了いたします。

<事務局報告>

渡邊委員

次に、協議事項4番の前に、事務局報告の3番、事務局報告の1番の報告を受けます。

それでは、事務局報告の3番目「教育長の臨時代理による事務処理について」、報告をお願いいたします。

学校教育課長

私から、「教育長の臨時代理による事務処理について」ご報告いたします。

令和2年3月3日の教育委員会におきまして、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた件について、臨時代理による事務処理を行いました。

中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条2項の規定に基づき、ご報告いたします。

まず案件でございます。学校保健安全法第20条に基づく臨時休業及び臨時休業期間の決定でございます。

次に決定内容でございます。学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の決定でございます。臨時休業期間は令和2年3月16日月曜日から、令和2年3月25日水曜日でございます。

次に臨時休業の理由でございます。新型コロナウイルス感染症に対し、子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備えるため、臨時休業を行ってまいりましたが、都内小学生の感染が確認されるなど、依然として予断を許さない状況にあるためでございます。

私からの報告は以上でございます。

渡邊委員

ただいまの報告につきまして、質問・ご発言等ありましたらお願いいたします。

小林委員

このような状況の中で、あらためて臨時休業を延長するという事で、この間の学習の保障、またこれにかかわっての各ご家庭での負担とか、さまざまあろうかと思えますけれども、現在の新型コロナウイルス感染症の拡大という、極めて重要な危機的な状況を見ると、適切な措置かと考えておりますので、進めていただければありがたいと思います。

渡邊委員

私からも一言、申し上げます。

今回、臨時休業期間の延長は正しい判断だったなと考えます。これは当然のことながら、子どもたちの健康と安全ということを考えれば当然なのかもしれないという。いつ終息す

るかわからないのですけれども、ただ、そういった意味では、私自身は児童・生徒たちにこの事情をどのようにちゃんと説明されているかということのほうが重要ななと思っているのです。

テレビ、ワイドショー等で言われている話とか、それとかデマとかSNSとか、そういったものがいろいろと拡散して、正しい方針とか正しい事情というのが伝わりにくくなってしまっているのではないかと少し思っております。

ですから、子どもたちの、ちゃんと休暇中に過ごすべき態度、手洗いをしたりとか、感染に対する注意とか、そういったところをテレビやそういったものに任せるのではなくて、中野区としても、学習のことも確かにそうなのですから、休み中の行動だとか、そういった衛生に関する知識とか、そういうこともある程度は示さなければいけないのかなと今、思っています。

間違いなく波は近づいてきて、押し寄せてきますので、その波に対してやはりちゃんと対応できる正しい知識を持っていただきたい。ですから、言動にしてもそうですけれども、さっきのいじめ対策ではないですけれども、もう少し考えて、そういった指針を教育委員会としてはどの時点でどうやって出していくのかとか、情報とか、子どもたちに。これから先、入学式のこと考えたりとか、授業その他等のことを考えると、やはりきめ細やかに。休み中であるから休みではなくて、随時学校から何か発信できるようなシステムみたいなものを確立しなければいけないかなと。ちゃんとオフィシャルな、学校が発信できるちゃんとしたものを。例えば、こういったところに随時上げますので必ずご確認くださいという、そういった。ホームページとは言わないのですけれども、そういったものを見て、今、見られない親御さん、そんなにいらっしゃらないので、手紙という形ではなくて、随時新しい情報をそういうふうにして、こういうことやりましょう、ああいうことやりましょうとか、学校通信みたいなものを出す方法をご検討されて、早速にやったほうがいいのではないかなと思います。

事情が日によって変わってきてしまいますから、そのあたり、慎重に検討していただけないでしょうかと思っております。

以上です。

指導室長

まず、子どもたちに対するメッセージといたしましては、3月2日に教育長のメッセージとして、全小中学校に休みのことに関する教育委員会の気持ちや、子どもたちに向けた

気持ちを発信させていただいたところでございます。

それから、通知の都度さまざまな注意を学校のほうにも述べているのですが、今回また休業期間を延長するに当たりましては、3月11日の通知で、学校にさまざまな注意を示すとともに、保護者向けの通知もご用意いたしました。ただし、前回と違いまして、学校に子どもたちが来ていないので、二段階で、SNSというか、スマートフォン等まずは緊急にメールを送って、そこには概要が書いてございました。そこで、詳しいことは各学校のホームページに出ているので、学校によって多少実状が違いましたので、そこを見るようにということをまず送らせていただいて、その中には、休業期間中にこういう対応をとるとか、希望する子どもに関しては、学校で学習指導を行うとか、そういう内容とか、最後のほうには、家庭での過ごし方の、先ほど委員から指摘されたようなことも載せてございます。

ただ、それだけでは、委員が今おっしゃったとおり、刻々といろいろな状況が変わってまいりますので、学校にはいざというときに対して、緊急連絡がとれるように。まして、場合によっては3月25日以降もそういうことが春季休業中に起こってくることもありますので、学校に対しては連絡体制をきちっととれるようにということと、SNS等、もしくは学校のホームページを通して、随時そのような発信をしてまいりたいと思っております。

渡邊委員

ありがとうございます。この時期に本当に大変だとは思いますが、やはり大変なことが起こっていることは事実なので、それに対して適切な対応をとっていただけよう、よろしく願いいたします。

伊藤委員

丁寧に対策を進めていただいてありがとうございます。

今、発信ということがあったのですが、反対に子どもたちが実際に今、どういう状況にあるかということ、多分担任の先生から電話等で状況の確認もされているのではないかと思いますし、もしされていなかったらそういうことも必要ではないかと思えます。

何が言いたいかというと、今、子どもたちがいつにないような状況に置かれているので、その中で、健康に、安全に過ごせているのか、困ったことがないのかということか、また次に学校が始まったときにきちんと学校生活につながるような準備状況ができているかということ、各担任の先生からご確認はいただいていると思うのですが、そのことが

できているのかということと、もしそういう中で、困ったこととか、こういうことが問題になっているとか、何か特段のことがあれば、また別途ご報告はいただきたいと思うのですが、何かそこで問題になるようなことがあったのか、なかったのかということが気になりましたので、お聞きしたいと思いました。

指導室長

3月5日の時点で1回、全校で調査をしてございます。その結果、学校のほうには、事情があつて預かっているようなお子さんは、ある学校でも数名、それからゼロというところもございました。ほとんどはそういうことでは登校していない。ただ、学校によっては、卒業式のいろいろな段取りのところで呼んで、対応しているというところもありますけれども、大部分は、学校として取り組んでいるところはない。

ただし、学童保育に関しましては、伝え聞くところによりますと、大体半分ぐらいは来ていますよということを、全ての学校というわけではないのですが、そのような報告を受けておりますので、それはまた後でお示しできればと思います。

伊藤委員

もう1回繰り返しますけれども、臨時休業が始まってからの確認としてはその3月5日に確認をされているということですが、個別に今回また先生方から一人一人に電話とかでの確認ということはされているのかどうかという質問です。

指導室長

指導主事に命じて、全ての学校を全部網羅しているわけではないのですが、幾つかの学校は巡回させて、そこでいろんなことを聞き取っているところでございます。

それから、いろいろなところで、こちらのほうに情報が入った学校につきましては、個別に問い合わせしているところでございまして、学校によって状況は違いますけれども、おおむね学校の状況については今、我々がつかんだような状況で、大きく何か学校が困っているということはないのですが、世間一般からさまざまなご意見をいただくことはございます。

例えばどういうことかと申しますと、公園に子どもたちがあふれていて危ないとか、保育園の子が行っているときにぶつかりそうになったとか、場合によっては中野の繁華街で中学生を見かけたとか、そういうご意見をいただくこともございました。

ただ、おおむね見ている方たちも、こういう状況だから非常に大変だなという、反対側のご意見もたくさんいただいているところでございます。

(教育長 入室)

渡邊委員

教育長が戻りましたので、会議の進行を教育長へ引き継ぎいたします。

入野教育長

それでは、私が、引き続き、会議の進行をさせていただきます。質疑がありましたらお願いをいたします。

伊藤委員

私がかまなく意図が申し上げられなくて申しわけないのですけれども、学校が困っているかではなくて、子どもが困っていないかということで、例えばずっと休みでこれからどうなるのか不安な子どもたちに対して、学級担任の先生が1本でも電話をくれて、どういう状況で過ごしているのかとか、どういう形で家庭で過ごしているのかの確認とかをしていただくとよいなと思っていて、またこの後お話がある、これ以降のことの対応はあると思うのですけれども、これまでどうだったのかなということを少し聞きたかったということです。

指導室長

申しわけありませんでした。こちらのほうとして、個々の事案を一つ一つ確認することはしておりませんが、こちらのほうの指示といたしまして、特に気になるお子さん、家庭事情とか、それから特性のあるお子さんにつきましては、こまめに連絡をとることはしてくださいということをお願いしてございます。

それから、地域を見回ってほしいということもお願いしているところでございます。それにつきまして、個々の事例については、収集はしておりません。

伊藤委員

教育委員会として全てを収集することは、全ての場合に必要なだとは思っていないのですけれども、むしろ学校の担任の先生がきちんと子どもとつながっているという状況が維持されるような工夫を、積極的にしてほしいという、これもまた16日から25日の間も続きますので、その間においても、途中で1回担任の先生が全員に連絡をとるとか、何らか個別に、さっき情報を発信するということがありましたが、発信する仕方として、必要なことを全体に伝えるということも大事ですし、1対1で、子どもがどういう状況かを把握して、学校とのつながりを確認するという意味でのやりとりというのも必要ではないかなと思ったので、そのための工夫についても、今後もお考えいただければと思っています。

以上です。

入野教育長

他にはよろしいでしょうか。

それでは本報告は終了いたします。

次に事務局報告の1番目「新型コロナウイルス感染症に係る子ども教育部・教育委員会事務局における対応について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、新型コロナウイルス感染症に係る子ども教育部・教育委員会事務局における対応につきまして、お手元の資料によりましてご報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、子ども教育部及び教育委員会事務局では、次のとおりの対応を行っているところでございます。

初めに子ども教育部における対応といたしましては、児童館及びふれあいの家、そしてキッズ・プラザ及び子育てひろばにつきましては、3月3日から15日までの休館を、3月25日まで延長いたします。春季休業期間中の開業につきましては、現在検討中でございます。

学童クラブにつきましては3月3日から春季休業期間終了まで日曜日を除き、午前8時から午後7時まで開設いたします。

区立障害児通所施設につきましては、施設は開設しておりますが、受け入れ時間、人数等につきましては、個別に対応してございます。アポロ園のおもちゃライブラリーは中止してございます。放課後対応のある施設につきましては、春季休業期間中については、通常どおり午前中から受け入れを行います。

保育園につきましては、通常どおり開園をしてございます。卒園式の取り扱いにつきましては、例年の卒園式の規模、時間を縮小して実施をするということで、出席者については卒園児とその家族2名まで、来賓はなしと考えてございます。

子育て支援サービスにつきましては、一時保育、ファミリーサポートのほか、その他の事業も通常どおり実施をしてございます。

次に教育委員会事務局における対応でございます。

区立学校における臨時休業の実施でございます。全ての区立幼稚園及び全ての区立小中学校につきまして、令和2年3月2日午後から3月13日まで臨時休業といたしました。

学校等の対応でございます。臨時休業期間中、幼稚園における預かり保育は実施してお

りますが、適応指導教室の事業は行っておりません。教育相談室の事業につきましては、通常どおり実施してございます。

臨時休業期間中の平日の遊び場開放につきましては、午後2時から午後5時まで実施してございます。なお、長期休業中は従前どおり午前9時から午後5時まで実施いたします。臨時休業期間中、行き場がなく困っているなど、配慮や支援を必要とする児童・生徒に対しましては、学校で自習や読書を行わせたり、持参した弁当を食べさせたりするなど、学校や園で過ごすことができるようにしてございます。

次に臨時休業期間の延長でございます。区立学校の臨時休業を3月16日月曜日から春季休業日までの3月25日とし、小中学校での児童・生徒対応の充実を図ることといたします。3月17日以降、春季休業日までの間、各小中学校において全学年の希望者を対象とした、学年別登校による学習指導を実施いたします。区立幼稚園につきましては、これまでの対応を継続します。

学年別学習指導の時程の例といたしましては、例えば1年生と3年生は午前10時から午前11時30分、2年生と5年生は午前10時30分から正午というような時間の区分でございます。学習指導では、教室での自習を原則とし、学習課題への指導や連絡事項の伝達、荷物整理のほか、感染症防止に配慮した上で、校庭や体育館での運動、卒業式の練習、卒業文集の整理などに充てることといたします。

上記時程を参考に、各学校が学年の組み合わせや時間の設定を行い、児童・生徒がなるべく分散するように配慮いたします。行き場がなく困っているなど、配慮や支援が必要な児童・生徒につきましては、この時間以外でも対応することといたします。

卒業式、修了式及び閉校式の取り扱いにつきましては、例年の卒業式の規模、時間を縮小して実施をするということで、出席者につきましては、小中学校の卒業生、幼稚園の修了児、保護者は卒業生または修了児の家族2名まで、来賓はなしといたしまして、祝辞につきましては、校長以外の祝辞は文書配布と掲示にて行うことといたします。

上高田小学校・新井小学校の閉校式につきましては、予定の規模・時間を縮小して実施するというので、対象児童は小学校5年生、来賓はなし、校旗返納のため、教育長が参列をいたします。今後の状況によりましては、参列者の範囲及び式典内容をさらに縮小をいたします。

学年最終日の3月25日につきましては、時差登校により、事務連絡や通知表の授与等を行います。また、当日は授業日から除くため、欠席しても欠席扱いとはいたしません。持

ち切れない荷物や欠席者の荷物は、個別にとりに来てもらうこととします。

区立図書館につきましては、予約した図書の受取・返却、新規利用登録・更新は実施してございますが、閲覧席の利用など、一部サービスにつきましては、3月1日から中止をしております。これを3月31日まで延長いたします。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

補足することはございますか。

保育園・幼稚園課長

保育園、幼稚園の関係でございます。資料のとおり、保育園につきましては通常どおり開園をしております。体制も確認しておりますけれども、現状ではまだ運営に支障を来すというような園はございませんので、これまでどおりの保育を行っているというところでございますが、お子様については手洗い、うがいの徹底ですとか、あるいは換気をして、それから集団での活動、イベントといったものは中止をして、できるだけそういう感染防止という観点で、保育を行っているというところでございます。

また、幼稚園につきましては、区立幼稚園は休業となりましたので、それにあわせて私立幼稚園についても、区の対応についてお示したところ、私立幼稚園についても、休園という形をとっております。ですが、区立幼稚園それから私立幼稚園につきましては、預かりの保育を行っているところが多うございますので、区立幼稚園につきましては、9時から5時の時間帯で、預かりの保育を実施しております。私立幼稚園につきましては、園によって対応が違っておりますので、休園の間は預かり保育も実施しないという園は多くございますけれども、一部では預かり保育も実施しているという状況でございます。

入野教育長

それでは、ただいまの報告につきまして、質問、発言ございましたらお願いいたします。

渡邊委員

認定こども園はどうなっているのでしょうか。

保育園・幼稚園課長

失礼いたしました。認定こども園につきましては、保育の部分につきましては、当然お子さんを朝から保育という形で受け入れております。幼稚園型の認定こども園につきましては、幼稚園コースのお子さんについては、休業という判断をしております。

渡邊委員

幼稚園、保育園に関しては、幼稚園に際しては区立と私立があつて、なかなか統一できないところもあつて、教育委員会の権限とか、そういったところも及ばない。保育園に関しても、事情がということなのですからけれども、世の中では、保育園の中に、保母さんにそういった感染者が出たりとか、全国的な動きとか、そういったものが多少これからも出てくると思うのですけれども、そういったときに、連絡その他等を統括できるようなもの、調整とか、コントロールできるようなシステムというのを、協議会とか、対策会議みたいなものを設けたのでしょうか。

保育園・幼稚園課長

こういった情勢でございますので、とりあえず私どもの課として、保育園それから幼稚園関係につきましては、一定の情報の提供と、状況の確認ということを行っているところでございます。

今後、こういった状況があるかということも想定をいろいろしながら対応しているところでございますけれども、区として、あるいは教育委員会としての決定ということ、一定判断をするという会議体については、区全体の健康危機管理対策という会議体がございますので、そういった場に情報を上げる中で、判断をしていただくという、そういった方向で対応していくことなると考えてございます。

渡邊委員

どうしても、今までの状況を見てみますと、区の対策会議が開かれて本部を持っているのはそうなのですが、教育委員会の中にそういったものが、区とか都のを待っていると、感染って、1日、2日待っていたら、どんどんと広がっていつてしまうという状況があつて、教育委員会の中で、素早く動いて上に知ってもらって、会議を開くのではなくて決定をできるようなシステムをつくっていかないと、学校みたいな大きな集団はえらい目に遭ってしまうのではないかなと思つているのです。例えば、スポーツジムの中であつという間に広がるのですけれども、学校なんてもっと早いから。もともとなぜ学校を休校にしたのかつて、子どもはかかりにくいはずではないのかとか、そういう話をしていただけけれども、各国も同じようなことを後からやって、でも各国の広がりはずいいけれども、日本の広がりはそのなにごくはないのは、やはりしっかりできているのではないかという。そのあたりを考えられるように、幼稚園とも、学校とも、密に連携をとつて、教育委員会からある程度、私立だろうが保育園だろうが幼稚園だろうが、やはり基本の方針ですね。こうしましょうよということを言つていい時期かなと思つてございますので、ぜひ教育委員会の

中で、そういったものを担当する、情報を集約できる人間をつくってやっていただきたい
なと思います。

以上です。

伊藤委員

また、細かいことで申しわけないのですけれども、学年別学習指導の時程例というのも
書いていただいたのですけれども、こういったことも感染症ということを見ると、学年
を集めてしまうよりも、例えば各学年の1組とかにしたほうが、クラスが分かれるのでは
ないかということも素朴に思いますし、子どもたちが集まってしまうことが避けられるの
ではないかと思ったり、1学年の学級数も少ないところが多いということを見ると、いつ
もこのクラスではなく、1つおきの教室を使うとか、少人数のときの教室を使うとか、必
ず窓はあけるとか、本当に感染症ということによって今回なっているので、その基本というこ
とを、学校ごとに周知徹底して、その学校でどういう工夫をして、人が密集しないように換
気があって、手洗いができてということを保証するのかということ、やはり各学校がき
ちんと考えられる方針をこちらから出すべきだと思いますし、それが具体的にこういう工
夫で確保されますということ、こちらも受け取るべきだと思いますので、本当に機械的
な例として、奇数、偶数の学年を集めましょうみたいな、そういうことではなく、もうちょ
つと踏み込んだ、それこそ指針というか、何かを出して、それが具体的なこういうこと
で、うちの学校は2クラスしかありませんから、このクラスとフロアを分けて、1組、2組を
集めますとか、何かもう少し実効性のあるようなことを確認していくということも必要な
のではないかなと感じています。

以上です。

指導室長

学校向けの通知につきましては、学校ごとにそれぞれの状況に応じて、フレキシブルに、
弾力的に変えてくださいということは申し上げておりますし、その目的としては、集中し
ない配慮。それとは別に、校長会長を通しまして、あくまでこれは例なので、学校の状況
によって違いますし、とにかく一番は集中しないとか、分散するとか、そういうことで考
えていただければいいということで、それぞれの学校が、それぞれの状況にあわせて、時
間と学年等は設定して、学校ごとにやっていただいているところでございます。

伊藤委員

やはり学校は例があると、その例にのっとらないといけないのではないかと思いがちだ

と思いますので、申しわけないのですけれども、そのあたり、どういう理由でどういう状況、どういう方針で行って、その結果どうなのかということを引きちと把握していただくとありがたいなと思っています。

小林委員

今のことは大変重要なことだと思います。もちろん学校で、それぞれの工夫に任せるということは、第一義的には非常に重要だと思うのですが、どうしても学校は、今までのものをベースにして、最善のものを尽くそうとしますので、例えば同一学年を集めるのは当たり前だという発想に陥りがちだと思うのです。もちろん、例を挙げてしまうと、なかなか浸透しないということもありますけれども、具体的に例えば縦割りで集めるのだとか、クラスは、複数クラスある場合には、奇数クラス、偶数クラスで集めるとか、そういうようなものを提示しながら、集中しないようなことを具体的に示したほうが私はいいかと思います。

それともう一つは、先般も申し上げましたけれども、この感染症に関しては、期待を込めて、今後終息宣言が出されるというふうにいけばよいかと思っているのですが、仮に終息宣言が出ても、その後依然として残るのが、こういった病気その他にかかわる偏見、差別の問題だと思います。今回は一義的には衛生面、医学面、そういったところでの取組が一番最優先しなければいけません、同時に、そうした心の問題。特に人権上の偏見、差別を持たないとか、そういうことに関しては、ことあるごとに通知の中にしっかりと入れていく。たとえそれが子どもにすぐに届かなくても、少なくとも学校教職員がそれを自覚するというだけでも重要だと思いますので、ぜひ粘り強くお取り組みいただきたいと思います。

以上です。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。

お話がありましたように、学校が今、どうなっているかという意味での確認ということについては、今までもどのぐらいの児童が来ているとか、いろいろな状況で、それぞれが確認をしておりますけれども、また、そこは心してやっていきたいなと思います。

ここにも書かれておりますけれども、こういうやり方は、こういう理由でということで、必ず理由を書くということで、その理由のほうを重視していただくように働きかけて、これからもいきたいと思っています。

心の問題についても、同様に考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

それでは本報告はこれで終了いたします。

<協議事項>

入野教育長

次に、協議事項の4番目「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」の協議をいたします。

初めに事務局から説明をお願いいたします。

学校教育課長

教育長の臨時代理による事務処理の指示について、私のほうからご説明させていただきます。

まず、指示する内容でございます。中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号に基づき、学校の臨時休業の手續について、教育長の臨時代理による事務処理を指示するものでございます。

指示する理由でございます。令和2年4月6日以降の臨時休業の実施については、時機に応じて適切に判断する必要があるためでございます。

教育長の臨時代理による事務処理を指示する内容でございます。学校保健安全法第20条に基づく臨時休業及び臨時休業期間の決定でございます。

最後に今後の予定でございます。3月27日教育委員会定例会におきまして、本件につきまして、教育長の臨時代理による結果を報告いたします。

私の説明は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは教育長の職務代理による事務処理の指示についてに関する協議を終了いたします。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

それでは、報告事項に入ります。

まず教育長及び委員活動報告をいたします。

事務局から一括してご報告願います。

子ども・教育政策課長

3月12日木曜日、令和元年度中野区立学校退職校長感謝状贈呈式が教育委員会室で行われまして、入野教育長が出席されました。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

各委員から質問、その他活動報告がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、私のほうから。3月2日の午後から臨時休業に入りましたので、3月4日に東中野幼稚園、新井小学校、中野東中学校、各校園長会長のところの学校へ行きまして、それぞれの学校の様子とともに、それぞれの校種の様子を聞いてまいりました。

まだ臨時休業が始まって1日、2日でございますので、特段大きな問題なく進んでいるなという印象と、学童クラブも拝見してきましたけれども、幾つか聞きましても、例年の、登録者数の半分ぐらいが出ているということで、状況がよかったかなと思っております。

3月12日、今報告がありましたように、区長にご臨席いただきまして、退職校長の感謝状贈呈式を行いました。今年は3名、江原小学校の福田校長、第二中学校の石田校長、中野東中学校の田代校長が定年退職の年になりましたので、感謝状の贈呈を行いました。

それぞれに長く中野の教育にご尽力いただいたことに感謝申し上げてまいりました。ありがとうございました。

ご報告を終わります。

その他、発言がございませんでしたら、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の2番目、「地域開放型学校図書館の運用（案）について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

地域開放型学校図書館の運用（案）につきまして、お手元の資料によりましてご報告をいたします。

1月31日の定例会におきまして、地域開放型学校図書館の運用の考え方等についてとい

うことをご報告をさせていただきました。このたび地域開放型学校図書館運用（案）につきまして、子どもや乳幼児親子を初め、区民全般の利便性向上を図る観点から整理をいたしましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

また、下記の運営形態等の内容のうち、開館時間、蔵書数等につきましては、今後の財政見通しを踏まえて決定し、必要な予算措置を行わせていただきたいと考えてございます。

1 番の運営形態等につきましては、記載のとおり想定をしているところでございます。

2 番の新校舎開設予定でございます。令和 2 年 9 月にみなみの小学校と美鳩小学校、令和 3 年 4 月に中野第一小学校の開設が予定されてございます。

3 番、運用上の留意事項といたしまして、地域開放型学校図書館の運営につきましては、利用状況等事業効果の検証を行ってまいります。

4 番、今後のスケジュールでございます。6 月第 2 回定例会におきまして、補正予算並びに図書館条例改正議案の提出を予定してございます。その後、地域説明、開設準備を行いまして、令和 3 年 1 月にみなみの小学校、美鳩小学校の開設、そして中野第一小学校につきましては、令和 3 年 3 月から 4 月にかけて開設準備を行い、5 月に開設を予定してございます。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ご発言がございませんので、それでは本報告は終了いたします。

続いて事務局報告の 4 番目「南台小学校、鷺宮小学校・西中野小学校統合新校及び第四中学校・第八中学校統合新校の新校舎等整備基本設計について」の報告をお願いいたします。

子ども教育施設課長

南台小学校、鷺宮小学校・西中野小学校統合新校、第四中学校・第八中学校統合新校、それぞれの新校舎につきましては、これまで基本設計の作業を進めてきてございまして、教育委員会におきましても、基本設計（案）のご報告をさせていただいたところでございます。

このたびこの（案）をもとに、基本設計を取りまとめましたので、ご報告をするものでございます。

まず初めに基本設計（案）に係る説明会の実施結果でございますが、別添1でございます。3校につきまして、それぞれ説明会を行いまして、主なご質問、ご意見等は表に記載のとおりでございます。別途ごらんいただければと存じますが、3校の説明会とも、新校舎の運用方法ですとか、整備工事に関する事、また新校舎整備に伴う近隣環境の変化などについてのご質問が主なものでございました。

では続きまして、それぞれの学校の基本設計でございますが、別添2、それぞれ3校をおつけしてございます。

基本設計（案）からの主な変更点といたしましては、各学校におきまして、図書室とコンピュータ室につきましては、一体的な運用も想定してございますので、それぞれのスペースを合わせて、「学習・メディアセンター」ということで、表記をつけ加えさせていただきました。

また、南台小学校だけでございますが、防災活動の利便性を考慮いたしまして、防災倉庫の位置を変更してございます。

これらのほかには（案）から大きな変更はございません。

ご報告につきましては以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それではご発言がないようですので、本報告は終了いたしたいと思っております。

続いて事務局報告の5番目「『中野区立小中学校における特別支援教育推進のための方針』（案）について」の報告をお願いいたします。

子ども特別支援課長

それでは「『中野区立小中学校における特別支援教育推進のための方針』（案）について」ご報告いたします。

中野区の特別支援教育は平成23年度に定めた「中野区立小中学校における特別支援教育の推進にかかる方針」に基づいて取り組んできたところでございます。これまでの間に、特別な支援を要する児童生徒が増加しておりますし、特性の多様化により関係機関との連携の必要性が高まっております。また平成28年度には小学校に特別支援教室を設置して巡回指導を開始し、中学校におきましても令和2年度から順次特別支援教室を設置する計画を進めているところでございます。

こういった状況や変化を踏まえまして、特別支援教育をさらに充実していくために、今後の推進の方向について、これまでさまざまな形でそれぞれの部分について、断片的に出されてきたものを、わかりやすく一つにまとめたものが今回のものがございます。

添付の資料のほうをごらんいただけますでしょうか。冒頭部分で、特別支援教育を実施する背景ですとか、インクルーシブ教育システムの考え方を説明し、3ページになりますけれども、1のところでは中野区における特別支援教育推進の基本的な考え方を示してございます。この後、4ページ以降になりますけれども、2以降の各項目で、現状、課題、今後の取組の方向に分けて、それぞれ必要事項を記載してございます。こちらを読んでもいただければ、中野区の特別支援教育にかかわる各学校の教職員と、それから教育委員会が共通認識を持って取り組めるものとしてございます。

こういった内容で作成させていただき、決定後、この方針を印刷して、各学校に配布することを考えてございます。また新年度になります、定例校長会等において説明し、周知を図ってまいりたいと存じます。

本件につきましてのご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

全部しっかり読んだわけではないのですが、ここのインクルーシブ教育システムの構築の考え方の(2)のほうですか。これはすごく大事なことかなと日々感じているのですが、特に③のところ、子どもたち、大人もそうですけれども、小さいときから身近にこういう障害のある子どもや人たちがいるという経験というか、体験をしながら育ていくことはすごく大事だと思うので、特別な人ではなくて、例えば物すごく勉強がよくできる子もいれば、ちょっと苦手な子もいるような形で、子どもたちが育っていく姿というのは非常に重要かと思うので、ぜひこの部分またしっかり現場へつながるようにしていただければと思います。

以上です。

伊藤委員

後半のところの3番、多様な教育環境の整備、6ページ以降のところ、課題というのが出てくるのですが、方針なので、方針の中に課題があるということがよく理解ができなくて。そういう方針を行う理由として、こういったものを考えるからだということ

なのだろうと思うのですけれども、現状の分析の後にあると、こういう課題がありますという問題提起のように思えてしまうので、何かもうちょっとわかりやすいほうがいいかなと思いました。

以上です。

子ども特別支援課長

こちらの記載につきましては、特別支援教育検討委員会ということで、教育委員会事務局の職員ですとか、それから小中学校の学校長等で話し合っ、記載内容をしているものでございますけれども、どういった方向を向いて取り組んでいくかということを示すものでございますので、今、考え得るものとして、こういった書き方でしていくのが、共通認識が持てるのではないかという観点から、いろいろ議論の末にこのような記載をさせていただいているものでございます。

伊藤委員

例えば、方針なので、今後の取組の方向性というのが来ていて、その解説とかいうところで、こういう状況が見られる場合があるので、特にこういう課題に対応するためにこの方針を大事にしてくださいみたいな説明だったらわかるかなと思ったのですけれども。

表現上の問題かもしれないので、ただちょっと違和感があったということ。

参事（子ども家庭支援担当）

まとめ方なのですけれども、各委員からもご指摘あるのですけれども、学校の全ての先生がこのさまざま発達に課題のある児童生徒に対するご理解というのが、今の状況では全て同じ基盤に立っているというのはなかなか難しいであろうということもございまして、まず現状としてどんな状態があるのか。その現状の中から、どういう、いわゆる課題として見えてくるものがあるのだろうか。それに伴って、今後はどんな方向で進めていくのだろうかという形、三段論法的なところもございまして、広く理解を得るためには、こういう書き方のほうがより理解を得ることができるのではないかということで、検討会の中でも、さまざまご意見いただいた中で、このような形にさせていただいたものでございます。

また、これは方針という形ではございますけれども、これもまた何年かたった段階では当然、内容自体につきましても、更新されていくものだなと考えております。方向性としては、このような方向性で、当面進めていきたいというところもございまして、やはり私なんか感じるどころといたしましては、今の現状をまずきっちり把握していただ

き、課題についてもご認識していただき、方向性について、皆同じ方向を向いて進めていければということで、このような書き方にさせていただきました。

もしわかりにくいところございましたら、大変申しわけないと思いますが、検討会の各学校長の先生方からもご意見いただきまして、まとめさせていただいたものでございますので、もし大きくどうしてもということであれば、この案で認めていただければなど感じているところでございます。

伊藤委員

別に、個人的にこだわるわけではないのですけれども、さっきの、別のものなのでいいのかもしいかなもしれないのですけれども、いじめも方針なので、そういう意味での方針と受け取るようなことがあるかなと思ったので。

そうすると違和感がありますので、もしかしたらタイトルのほうを、変えられないのでしようけれども、教育推進のための考え方とか、現状分析と考え方とか、そういうものであれば全然違和感はないのかなと思うのですけれども。参考までに申し上げます。

子ども特別支援課長

前回、平成23年のときの方針につきましても、これまで決定してきたもの、もしくは東京都の計画等で示されたものを整理して、学校に周知するための、例えば定例校長会ですとかで説明するときの資料という形で、主に使った経緯がございます。

今回につきましても、学校のほうに周知をするという、同じような考え方でしています。そういったことから方針ということで、どちらを向くかということから、このようなタイトルとさせていただいているものでございます。

小林委員

冒頭に「はじめに」ということで、基本的な考え方が示されて、インクルーシブ教育に関しての考え方が述べられているのですが、確かにしっかりとした文章で書かれてはいるのですけれども、ポイントは共生社会の実現ということで、障害のある人がそういった実態に応じて、しっかりと社会の中で生きていく力をつけていくということは大前提なのですが、私はこの教育の重要なポイントは、障害がある、ないにかかわらず、そういったことによって、みんなが連帯感を構築していくというか、そういったことが非常に重要であって、全ての人々にかかわることであると。そういう考え方をはっきり打ち出せるような文言を、しっかりと入れていく必要があるのではないかと。

例えば、一番最後の部分、(2)①、②、③とありますけれども、最後のところで公平性を

確保しつつ、社会の構成員として、これは障害のある人にとってなのですが、ない人にとって、ある、ないかかわらず、例えば「連帯感を醸成し」とか、「構築する」だとか、そういった言葉をしっかりと入れ込んで、ただ、ある人のためだけではなくて、ある、なしにかかわらず、みんなで一緒にやっていくというものを、そういった仕組みづくりをしていくのだという、そういう表現をしっかりと入れ込んでいただければありがたいなと思っています。

以上です。

子ども特別支援課長

こちらの表記につきましては、学校のほうに持ち帰っていただいて、何度も検討させていただいたところで、このような表記をさせていただいております。

この記載につきましては、どのような形でいただいたご意見を入れられるかについては、検討させていただきまして、またあわせてこの周知の中で、そういったところを強く説明してまいりたいと存じます。

小林委員

今の対応は確かにいいと思うのですが、学校に持ち帰ってということなのですが、学校は学校で一生懸命やっていますので、ときには一面的な見方に陥りがちなので、そういったところはやはり教育委員会がイニシアチブをとって、こういった基本的なものにしっかり盛り込んでいかないと形骸化してしまいますので、特に担当がかわったりすればそうなりますので、そこら辺のところはしっかりとくさびを打ち込んでいただければと思います。

以上です。

入野教育長

よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

ご発言がございませんようなので、それでは今の「中野区立小中学校における特別支援教育推進のための方針」については、本日いただいたご意見を含めて、もう一度、再検討して、改めてご報告させていただきます。

それでは本報告は終了いたします。

それでは最後に事務局から、次回の開催について、報告願います。

子ども・教育政策課長

次回の開催につきましては、3月27日金曜日10時から当教育委員会室にて予定してございます。

入野教育長

来週は春分の日で休日でございますので、休会となります。

3月27日以降の定例会の傍聴の取り扱いにつきましては、今後の感染症の拡大状況を踏まえまして判断いたしますので、ホームページでご確認いただくか、事務局までお問い合わせをお願いいたします。

それでは以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第8回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前 11 時 47 分閉会